



非正規社員研修のご案内

キャリアアップ助成金の活用

(株)原経営サポート



キャリアアップ助成金を活用した研修内容

1. 研修概要

飲食店の非正規雇用者(有期雇用契約者、短時間労働者等)を対象に能力向上、キャリア・アップを目的にキャリアアップ助成金を活用した研修をご提案いたします。

2. 企画運営

当社にて研修プログラムの作成、講師の選定・研修の実施を担当いたします。プログラムの内容・担当講師につきましては事前にご確認いただき、ご意向に合わせて対応いたします。

3. 制度活用

企業様には、厚生労働省の「キャリアアップ助成金制度・人材育成制度」を活用いただくことで、研修費用の負担が最小限に抑えられます。ただし、本制度ではOFF-JTとOJTの組み合わせによる研修カリキュラムが前提となっています。本制度の申請、OJTプログラムの作成(ジョブ・カード様式4の作成等)につきまして、当社が全面的にバックアップいたします。

4. 研修内容

OFF-JT(座学) 平成27年4月～平成27年6月(3か月間)

OJT(職場内訓練) 平成27年4月～平成27年6月 <OFF-JTと平行実施 3ヶ月予定>

5. 研修費用

受講料： お一人：12,5万円(税抜)

研修カリキュラム例

<OFF-JT研修カリキュラム>

	時間	研修内容
1日目	13:00~17:00	ビジネスマナー
2日目	13:00~17:00	コミュニケーション
3日目	13:00~17:00	接客サービスの基礎
4日目	13:00~17:00	衛生管理の基礎
5日目	13:00~17:00	販売促進の基礎
6日目	13:00~17:00	マーケティング基礎
7日目	13:00~17:00	計数管理の基礎
8日目	13:00~17:00	問題解決手法

キャリアアップ助成金(例)

訓練受講者数：1名 訓練期間 3ヶ月
 総訓練時間：232時間（OJT200時間、OFF-JT32時間）

	訓練に要する経費	助成額
OFF-JT	OFF-JTはすべて弊社で受講 125,000円	100,000円
	OFF-JT受講中の賃金 @ 900 × 32時間 = 28,800円	@800 × 32時間 = 25,600円
OJT	訓練実施のための間接経費 (教育者の経費)	@700円 × 200時間 = 140,000円
合計	153,800円	265,600円

(注) 上記受講料に別途消費税をご負担ください。

非正規社員研修（飲食店）のご提案

厚生労働省の基準(キャリアアップ助成金)に適合し、非正規雇用者を対象とした訓練(OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練)が申請認定され、実施しますと助成金受給の対象となります。

キャリアアップ助成金の認定要件

- ・ 有期契約で雇い入れている者(新たに採用も可)又は期間の定めのない労働者で正規雇用者と同等の待遇を受けていない者
- ・ キャリアアップ管理者を配置したうえで、キャリアアップ計画・職業訓練計画を作成して訓練を実施した事業主
- ・ 企業でのOJTと教育訓練機関等で行われるOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること。
- ・ 3カ月以上6カ月以下の訓練期間であり、総訓練時間が6カ月当たりの時間数に換算して425時間以上であること。
- ・ 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること。
- ・ 訓練修了後にジョブ・カード様式4(評価シート)により職業能力の評価を実施すること。

助成金の支給要件

1. 助成金の受給資格認定申請書の提出の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む)をしたことがない事業主
2. 支給申請時点において、支給の対象となる対象労働者について、事業主都合による解雇をしていない事業主
3. 助成金の支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に、緊急人材育成・就職支援基金事業による助成金等、および雇用保険二事業による助成金等を不正受給したことがない事業主
4. 助成金の支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれの保険年度の労働保険料を納入している事業主(支給決定の日までに納入を行った事業主を含む)
5. 助成金の支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反を行っていない事業主
6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する接客業務受託営業を行っていない事業主

※ なお、研修受講者の方が総訓練時間の8割以上受講しなければ、助成金の支給は受けられません。